

令和7～10年度「広報うみ」印刷製本等業務
仕様書

令和7年11月

宇美町役場 シティプロモーション課

1 業務名

令和7～10年度「広報うみ」印刷製本等業務

2 業務内容

- ・ 広報誌レイアウト・印刷・製本業務
- ・ 広報誌仕分け・梱包業務
- ・ 広報誌のデータ化

3 仕様

① 発行回数

36回（令和8年4月号から令和11年3月号まで）

※発行日は、毎月15日。

ただし、8月号のみ8月7日（土日・祝日の場合はその前の営業日）。

② 業務工程

業務工程の詳細は、町及び事業者で協議の上、別途定めるものとするが、町の業務に係る期間を縮小することはできない。

参考）現行の業務工程（令和7年11月号発行スケジュール）

10月8日（水）	台割決定（町）	
10月14日（火）～ 16日（木）	原稿入稿（町→事業者）	※入稿開始日から初校まで中5営業日
10月21日（火）	初校（事業者→町）	
10月23日（木）	初校修正（町→事業者）	※町の校正は中2営業日
10月27日（月）	再校（事業者→町）	※修正から再校まで中2営業日
10月29日（水）	再校修正（町→事業者）	※町の校正は中2営業日
10月31日（金）	色校・念校（事業者→町）	※修正から念校校まで中2営業日
11月5日（水）	校了	※町の最終確認は中2営業日
11月6日（水）～ 11日（火）	印刷・梱包（事業者）	
11月12日（水）	納品（事業者→配布事業者）	
11月14日（金）	発行	

※町の行事日程等の都合により、入稿日までに入稿できない場合は、町が事業者へ誌面スペースの確保を依頼し、色校正までに入稿する。

③打ち合わせ

現行の業務工程に追加し、月に1回程度、台割決定から原稿入稿の期間に次月の特集に関することや作成月の掲載内容などについて打ち合わせを行い、提案やアドバイスをを行うこと。

④町からの提供データ

テキストデータ、写真データ、グラフデータなど

⑤データの收受方法

インターネットを利用した方法とし、手段は町及び事業者の間において協議のうえ決定する。なお、インターネットを利用した方法は、セキュリティが保証されているFTPサービスやファイル共有サービス環境の提供を想定し、一般的にセキュリティ対策が低いとされる無料のファイルストレージサービスやファイル共有サービスは使用できない。

⑥印刷

サイズ：A4版

部数：15,600部/月

(令和7年11月現在。宇美町の都合により増減あり)

紙質：全ページ、マットコート紙もしくは同等品以上のもの。

ページ数：24ページを基本とし、町が指定するページ数とする。

色：全ページ4色（フルカラー）を基本とする。

方法：オフセット印刷

⑦フォント

誌面の文字はUDフォント（ユニバーサルデザインフォント）を使用し、誌面に「UD FONT」マークを表記する。

⑧構成

誌面は「特集」「宇美町からのお知らせ」「まちの話題」「まちの案内板」「情報ステーション」「お知らせ」に分類して作成する。

※分類は、プロポーザルによる提案により変更の可能性がある。

⑨デザイン・レイアウト

誌面のデザインやレイアウトについて、アイデアや能力を最大限に発揮し、見やすく伝わる広報となるように提案を行うこと

⑩広告欄

広告欄について、次の規格のとおり設けること。なお、広告欄については町の都合により記事になることがある。

・まちの案内板下段 縦 45mm×横 88mm ×月4枠

・情報ステーション下段 縦 45mm×横 88mm ×月4枠

・裏表紙下段 縦 45mm×横 88mm ×月2枠

⑪製本

丁合、2穴。

⑬仕分け・梱包

100冊を1ロットとして、梱包する。

梱包した表面には1/156、2/156・・・と156ロットの内のロット番号及び部数を明記する。（必要な情報は、都度指示する）

⑭納品

広報誌の納品日（別紙1「納品日」）の10時～15時に、町が指定する場所に納品する。

⑮データ納品

町が指定する日に、PDF形式（単ページ、見開きページ）の電子データを納品する。

4 その他

- ・町担当者の指示及び町が提供した原稿データをもとに、レイアウト、イラスト、表、グラフ、地図、デザイン制作を行うこと。ただし、より見やすく伝わる広報になるためのアイデアなどがある場合は積極的に町担当者へ提案すること。
- ・イラスト、ロゴ、イメージ等必要に応じて作成・提供すること。使用するイラスト等についての責任は事業者が負わなければならない。
- ・町が行う校正の他に、誤字・脱字、文書表現上の明確な誤記の訂正等、事業者の内部において校正を行うこと。
- ・校正段階で、時として大幅にレイアウト等の変更、訂正又はページそのものの加減を行う場合がある。
- ・広報誌の裏表紙に印刷製本等業務を請け負う事業者名を記載すること。
- ・著作権は、すべて宇美町に帰属する。
- ・仕様がないものは町及び事業者の間において協議のうえ決定する。

別紙 1

納品日

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
4 月号	令和8年4月13日	令和9年4月13日	令和10年4月12日
5 月号	令和8年5月13日	令和9年5月12日	令和10年5月11日
6 月号	令和8年6月11日	令和9年6月11日	令和10年6月13日
7 月号	令和8年7月13日	令和9年7月13日	令和10年7月12日
8 月号	令和8年8月5日	令和9年8月4日	令和10年8月3日
9 月号	令和8年9月11日	令和9年9月13日	令和10年9月13日
1 0 月号	令和8年10月13日	令和9年10月13日	令和10年10月11日
1 1 月号	令和8年11月11日	令和9年11月11日	令和10年11月13日
1 2 月号	令和8年12月11日	令和9年12月13日	令和10年12月13日
1 月号	令和9年1月13日	令和10年1月12日	令和11年1月11日
2 月号	令和9年2月10日	令和10年2月10日	令和11年2月13日
3 月号	令和9年3月11日	令和10年3月13日	令和11年3月13日